

【取下げの方法】

1 システムの入口画面へ

・何らかの理由で申請そのものを取りやめたい場合は、申請者側がシステム上で「取下げ」処理を行う必要があります。

（なお、いったん「取下げ」処理を行えば、申請データは削除されるため、意思が変わり登録を希望する場合でも、再度、申請し直す必要がありますので御注意ください。）

・「取下げ」処理をするには、まず、下記のURLからシステムの入口画面に移ってください。

（「Ctrl」キーを押しながら URL をクリック。）

（到達番号形式選択画面）

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/navi/shokai.html>

※ 契約課HP（京都市入札情報館）にも上記 URL を掲載しています。

※ URL をクリックしても反応しない場合は、URL をコピーして、インターネットブラウザのアドレスバーに貼り付けて Enter キーを押してください。



2 「京都府・市町村共同電子申請システム」入口画面

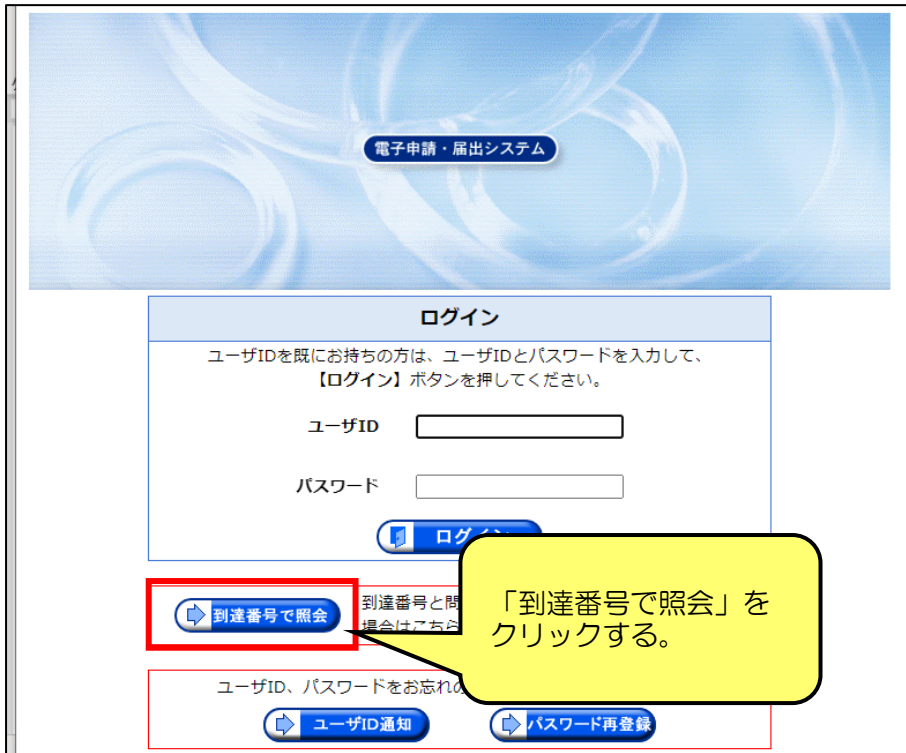
・入口画面（「到達番号形式選択」画面）に掲載されている2つのリンクのうち、下の方の「到達番号の形式が 9999999999999999（数字のみ）の場合」をクリックして、システムへのログイン画面に移ります。



【取下げの方法】

3 ログイン画面

- ・「到達番号で照会」をクリックして、取扱状況照会画面に移ります。



4 取扱状況照会画面

- ・「到達番号」「問合せ番号」を入力して、「照会」をクリックし、取扱状況詳細画面に移ります。

The image shows two screenshots from the system. The top screenshot is the '取扱状況照会' (Handling Status Search) page. It has a search form with two input fields: '到達番号' (Arrival Number) and '問合せ番号' (Inquiry Number). Below these fields is a blue button labeled '照会' (Search). A yellow callout box points to the search button and says: 2つの番号入力後、「照会」をクリックする。 (After entering two numbers, click 'Search'). Another yellow callout box points to the input fields and says: 「到達番号」「問合せ番号」を入力する。 (Enter 'Arrival Number' and 'Inquiry Number'). The bottom screenshot is the '到達確認' (Arrival Confirmation) page. It shows a message: '送信を完了しました。' (Transmission completed). Below the message, there is a table with the following information: '到達番号 : 261002022' and '問合せ番号 : cwc'. A yellow callout box points to this information and says: 「到達番号」「問合せ番号」は、申請（データ送信）後に表示される「到達確認」画面に掲載されています。（画面をプリントアウトしたものを保管しておくよう、手引等に記載しています。電子申請システム操作マニュアルP54参照） (The 'Arrival Number' and 'Inquiry Number' are displayed on the 'Arrival Confirmation' screen after the application (data transmission). Please keep a copy of the screen if you print it out, as it is mentioned in the manual. Refer to the Electronic Application System Operation Manual, page 54.) Another yellow callout box points to the search button on the top screenshot and says: 「送信確認」画面で「希望する」にチェックした場合は、「申請データ到達のお知らせ」メールにも掲載されています。（電子申請システム操作マニュアルP57参照） (If you checked '希望する' (I want) on the 'Transmission Confirmation' screen, it will also be included in the 'Application Data Arrival Notice' email. Refer to the Electronic Application System Operation Manual, page 57.)

【取下げの方法】

5 取扱状況詳細画面

- ・「取下げ」欄の右側の「取下げ」をクリックすれば、「取下げ依頼」画面に移ります。

手数料情報	手数料は必要ありません。	
連絡	職員からの新規連絡はありません。	連絡
補正	補正申請されました内容を反映しました。	
NEW! 通知書類	受付が終了しました。受付結果通知が発行されています。 受付結果通知を発行しました。 内容の確認を行ってください。	通知書類
取下げ	取下げは行っていません。	取下げ

6 取下げ依頼画面

- ・「通信欄（任意）」に取下げをしたい理由等を入力してから「次へ」ボタンをクリックすれば、「送信確認」画面に移ります。

申請の取下げを行います。
必要であれば取下げ理由を以下の通信欄に入力し、【次へ】ボタンを押してください。

手続名称：京都市競争入札参加資格審査申請書
到達番号：26100202

通信欄(任意)
〇〇のため、申請を取り下げます。

戻る 次へ

7 送信確認画面

- ・通信欄に入力した内容等に誤りがなければ「送信」をクリックすれば京都市側に取下げ申請が送信され、「処理終了」画面に移ります。

たいたい入力された内容で送信を行います。
入力内容を確認し、問題がなければ【送信】ボタンを押してください。

手続名称：京都市競争入札参加資格審査申請書
到達番号：26100202

〇〇のため、申請を取り下げます。

戻る 送信

【取下げの方法】

8 処理終了画面

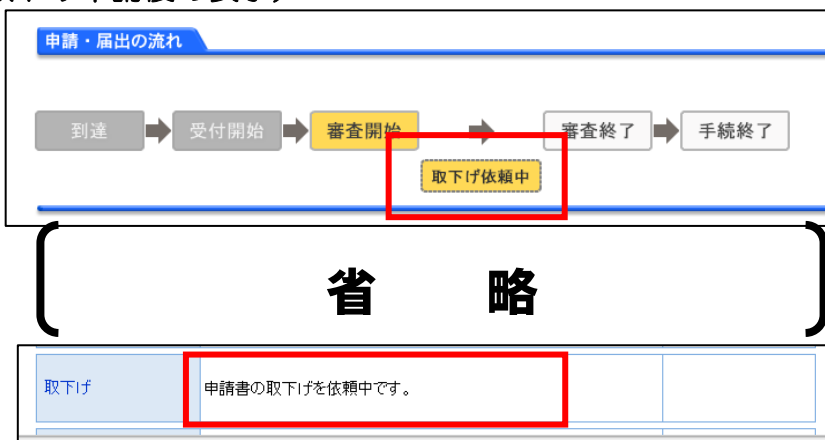
・「印刷」「保存」ボタンをクリックして、「取下げ」を申請した記録を保管したうえで、「終了」をクリックしてください。



9 取扱状況詳細画面

・「取扱状況詳細」画面に戻りますが、画面上部に「取下げ依頼中」が1行下に表示されていること、及び、「取下げ」の通信欄に「申請書の取下げを依頼中です。」と表示されていることを確認してください。

(取下げ申請後の表示)



※ 取下げ依頼は申請だけでは効力を発揮（申請データが抹消される）わけではなく、京都市側が取下げを「許可」する必要があります。

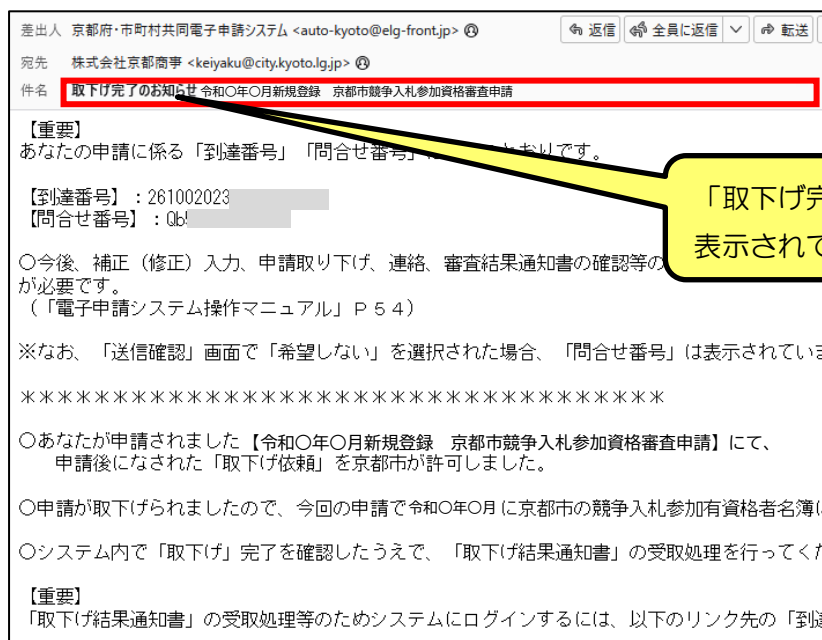
（誤って取下げ依頼をした場合も、申請データが即座に抹消されることを防止するため。）

京都市側が取下げの許可処理を行うと、表示は次ページのとおりとなり、システム内で「取下げ結果通知」が發送されますので、確認してください。

【取下げの方法】

10 「取下げ完了のお知らせ」メールの確認

・申請担当者に下図のメールが送信されますので、再度「取扱状況詳細」画面を開き、11の確認を行ってください。

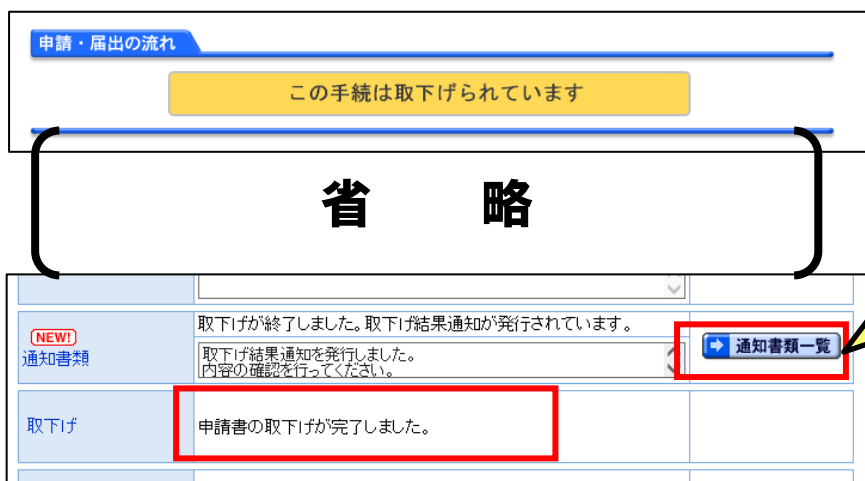


「取下げ完了のお知らせ」と表示されています。

11 取扱状況詳細画面→通知書類一覧画面→取下げ結果通知

（取下げ許可後の表示）

※ 画面上部に「この手続は取下げられています」と表示されていること、及び、「取下げ」の通信欄に「申請書の取下げが完了しました。」と表示されていることを確認したうえで、「通知書類一覧」をクリックしてください。



「通知書類一覧」をクリックする。

【取下げの方法】

・「通知書類一覧」画面に移るので、「表示」をクリックし、「取下げ結果通知」を確認してください。



※ 取下げ処理をしたことでデータが抹消されるため、今回の令和7年4月新規登録の申請受付で名簿に登録されることはありません。
(登録を希望する場合は、再度申請する必要があります。)